

社会福祉法人 八幸会

【 役員及び評議員等の報酬等に関する規程 】

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人八幸会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、役員、評議員、第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「委員ら」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員、委員らと併せて役員等という。
- （2）会議とは、理事会、評議員会、監事監査、第三者委員会、評議員選任・解任委員会をいう。
- （3）報酬等とは、会議に出席し職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- （4）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給の方法）

第3条 会議に出席した役員等に支給する報酬等及び費用、支給方法は次のとおりとする。

- （1）この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の役員に対しては、報酬等及び費用は支給しない。
- （2）非常勤の役員等に対しては、報酬等及び費用として、日当7千円を会議に出席の都度支給する。監事監査時の監事の報酬は、日当1万3千円を支給する。
- （3）同日に行われる複数の会議に出席する非常勤の役員等は、1日分の報酬等及び費用を支給する。
- （4）各年度の役員等一人あたりの報酬総額は、100,000円を超えない範囲で支給する。
- （5）報酬等及び費用は、現金により本人に支給する。
- （6）報酬等及び費用は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成14年3月31日から施行する。
2. 平成16年2月1日に第4条2項を追加する。
3. この規程は、平成16年2月28日から施行する。
4. この規程は、平成16年8月28日から施行する。
5. この規程は、平成29年5月20日から施行する。
6. この規程は、令和元年6月22日から施行する。
7. この規程は、令和7年6月21日から施行する。